

イタリアの成年養子制度

松 浦 千 誉

- 一 はじめに——本稿の目的
- 二 適用法規
- 三 成年養子縁組のための要件
- 四 成年養子縁組の効果
- 五 離縁（養子縁組の解消）
- 六 成年養子縁組の手続
- 七 むすびにかえて（日本法への提言）

一 はじめに——本稿の目的

わが国に、養親のみを唯一の親とする宣言型の「特別養子」が、民法典に導入されたのは、一九八七年のことであった。あれから既に二〇年がすぎ、「特別養子」法制の再検討の動きも活発になってきた。¹⁾この導入に際しては、一九六七年以来、八歳未満の子にたいして、伝統をもつ契約型の「普通養子」に加えて、宣言型の「特別

「養子」制度を導入して二元的養子制度を採用していたイタリアの法規も参照された。例えば、現行日本民法の「第五款第八一七条の二」第八一七条の「一」という枝番による款・規定の挿入の方法である。

このイタリアの養子制度は、その後、国際思潮、条約、実態の影響を受けて、大幅に改正された。すなわち、一九八三年に、イタリア民法典「第三節 第三一四条の二」第三一四条の「二八」に規定されていた「特別養子—*adozione speciale*」は、削除された。以後、未成年養子は、要保護児を中心とする福祉による特別法で規律され、宣言型が原則となり、これを反映して、単に *adozione* と称し、未成年養子について例外型である契約型を特別な場合の養子縁組 (*adozione in caso particolare*) として用語も入れ替わった。

一九八三年の法律第一八四号の第五章第五八条、第六七条は、「民法典第一編第八章の改正」を定めているが、この章の規定は未成年者には適用されないとの明文規定を置いて、イタリア民法典では、成年養子のみが規律されることになった(同法第六〇条)。

未成年養子については、その後の展開・改正を既に紹介しているので、本稿では、実務の要請にこたえて、未成年養子法制の展開にともない改正された現行成年養子制度の紹介にとどめる。

二 適用法規

成年養子縁組については、イタリア民法典第一編(人及び家族について)第八章(成年養子縁組について)第二九一条、第三二四条で規定している。第八章は、第一節(成年養子縁組とその効果について)第二九一条、第三一〇条、第二節(成年養子縁組の方式について)第三一一条、第三二四条)からなっている。

これらの条文は、ほとんど、現行未成年養子制度の基本法である一九八三年五月四日の法律第一八四号(官報

一九八三年五月一七日(一三三号掲載)で形式的には大幅に変更され、この法律一八四号を改正する二〇〇一年の法律第一四九号によっても若干の変更がなされたものである。⁽³⁾
変更の詳細については、年表及び資料を参照されたい。⁽⁴⁾

三 成年養子縁組のための要件

成年養子は、子のいない者に、子孫を保障し、あらゆる支援を目的とする伝統的な養子制度であるが、過去におけるものと同様ではなく、多くの改正点がある。その主要な点は成年養子の制限であろう。

また、家名や財産の承継という、この制度の社会における機能が変化した。少子高齢化の進展は、老後の扶養等の安定した生活を付与する制度としても考えられてきた。

とはいえ、養親と養子に基づく合意を基礎におく契約として、成年養子は、民法典の中にとどまっている。

すなわち、現行民法第八章「成年養子縁組」(*adozione di persone maggiori di età*)という表題は、従来、「養子縁組」となっていたものが、一九八三年の法律第一八四号五九条により改正されたものである。

成年養子の目的は、養子が生来の家族との法的関係を保持しながら、養親の氏(*cognome*)と財産(*patrimonio*)を承継することを認めることである。この伝統的タイプの養子制度ではあるが、今日では、高齢者の孤独、生活介助をみたす社会福祉的機能が注目されてきたことも忘れてはならない。

さらに、人権保障・子の福祉に重点を置く未成年養子縁組に比べて、成年養子縁組の手続は、簡素であり、通常裁判所が管轄権を有している。

1 養親・養子要件

(1) 年齢要件

養親は、三五歳以上で、養子となる者との年齢差が少なくとも一八歳以上でなければならない。ただし、特段の事情がある場合には、一八歳以上の年齢差は必要であるが、三〇歳以上であれば、裁判所は、養子縁組を許可することができる（イタリア民法第二九一条—以下二九一条と略す）

(2) 卑属不存在要件

年齢要件に加えて、二九一条は、「……嫡出または準正された卑属がいない者で……」と規定している。

しかし、これに対しては、一九八八年の五月一九日の憲法裁判所の判決五五七号、二〇〇四年七月二〇日の判決二四五号で、嫡出卑属がいない者または成年の準正子及び認知子や同意権者がいない者のみが、養子をとることができるとする点が違憲であると判断した。

したがって、養親は未成年の子がいないこと、または、養子縁組に対して、不同意を表明する者がいない場合となつて、広範な卑属不存在要件は狭められた。

(3) 婚外子の養子禁止

二九三条は、「婚姻外から生まれた子は、その親の養子となることはできない」と規定している。

この条文、三項からなっていたが、一九八三年の一八四号六七条によつて二項、三項は削除された。

ちなみに、二項は、「養子縁組のときに、養子の私生の子である資格が、認知により、又は裁判上の宣言によるものでない場合には、その養子縁組の無効を宣言することができない」と規定し、三項は、「養子が認知されない私生の子である場合には、養子縁組の無効は、常に宣言されうる」となっていた。前記条文は、一九七五年法律一五一号の一三一条による改正をへたものである。それ以前の条文は四項からなっていた。一五一条で改

正する前の条文では、三項は「養子縁組後の認知は、準正の目的を有するもの以外には効力をもたない」と定めており、四項では、「養子が認知されない私生の子である場合で、その親子関係が、二七九条所定の態様のうちから生ずるときには、養子縁組の無効は、常に宣言されうる」となっていた。これが、法律一五一号で、三項、四項の一部が削除されていたものである。

これらの規定の変化は、婚外子の養子禁止という規範理念の意味が薄れてきた事を示している。過去において、正当婚姻の保護の視点から、婚姻外で生まれた子を養子縁組によらないで、認知や準正の手段によって、その地位（身分）を保障するように求めてきた社会統制・政策をみる事ができる。今日において、その影響が小さくなったとはいえ、二九三条は、その伝統を残して自己の婚外子と養子縁組することを禁止している。

なお、「ヨーロッパ養子協定」の批准に際して、協定一二条の三項（自己の非嫡出子を養子とすること）を留保している。

(4) 養子の複数養親保持の禁止

連続した行為であっても、養親は、続けて養子縁組をすることが認められる。すなわち、養親は、複数の養子を持つことができるが、養子となる者は、一人の養親の養子であって、複数の人の養子となることはできない。ただし、二人の養親が、夫と妻である場合には、この限りではない（二九四条）。この場合、同一人を夫と妻が、別個の行為で、異なった時点で養子にすることができると解されている。

二九四条は、一九六七年の六月五日法律四三一号によって、このように改正された。

(5) 任務終了前の後見人が被後見人を養子にすることの禁止

後見人は、管理の計算が承認され、財物の引渡しがなされ、任務から生じた債務が消滅し、またはその履行のための担保の提供がなされた後でなければ、自己が後見していた者を養子とすることはできない（二九五条）。

2 実質的成立要件

(1) 合意 (consenso)

成年養子縁組が成立するためには、養親となる者と養子となる者との間に、養子縁組を成立させる合意がなければならぬ (二九六条)。

(2) 配偶者及び両親の同意 (assenso)

成年養子のばあいでも、養子となる者の両親の同意が必要である。また、養子及び養親が婚姻しており、法的に別居していないならば、それぞれの配偶者の同意も必要である。

もし、これらの同意が得られない場合には、裁判所は、同意拒否に正当性がないと考えたり、養子となる者の利益に反すると思料する場合、同意は免除されて、養子縁組を言渡すことができる。また、同意権者が、無能力者又は行方不明である場合にも、裁判所は養子縁組を言渡すことができる (二九七条)。

二九七条は、一九七五年の法律一五一号一三二号により、このように改正された。

なお、同意の法的性質については、Bianca 教授によると、養子縁組という法律行為の当事者ではないが、養子関係の形成に効果を与える権限を有する人の私的な認許 (autorizzazione privata) として構成することができるとする。

四 成年養子縁組の効果

1 成年養子縁組の成立

成年養子縁組は、言渡しの日から効力を生ずるが、それがなされるまで、合意の撤回が可能である。養親となる者が合意の後、決定までの間に死亡した場合、養子縁組のために必要な補完手続を進めることができ、それが整っていれば、裁判長は、養子縁組を成立させることができる。この場合、養子縁組の効果は養親の死亡の時から生ずる（二九八条）。

二九八条では、養子縁組の決定 (*decreto*) という文言となっているが、現実には養子縁組の認容は判決 (*sentenza*) によってなされる（三二三条）。

成年養子縁組が成立すると、以下に記すように法的、財産的、社会的に大きな影響がある。

2 効果

(1) 養子は、養親の氏を、自己の氏の前におく。生来の親から認知されていない養子は、養親の氏のみを称する。養子縁組の後で認知された場合、養子は、認知した親の氏を称さない。ただし、養子縁組が取消された場合は、認知した親の氏を称する。

憲法裁判所二〇〇一年五月一日一二〇号判決は、「生来の親により認知された後で、養子縁組がなされた場合、養子は養親の氏のみを称する」として、認知した親の氏を養親の氏に付加できると規定していない点について、二九九条二項を憲法二条に反するとしている。

配偶者双方により、個別に、養子縁組がなされた場合、養子は養父の氏を称する。妻が単独で養子縁組をし、その養子が夫の子でない場合、養子は妻方の氏を称する（二九九条）。

二九九条は、一九八三年の法律一八四号六一条によってこのように変更されたものである。

(2) 養子の権利と義務

法律で規定している場合を除いて、養子は、生来の家族に対するすべての権利を保持し続ける。法律に規定している場合とは、たとえば三〇一条に定められていた養親の親権とか財産管理権であるが、三〇一条は、一九七五年の法律一五一号によって改正され、一九八三年の法律一八四号の六七条により削除された。ちなみに、イタリアの成年達成は一八歳である。

法律で規定している場合を除いて、養親と養子の家族との間、及び養子と養親の親族との間に、なんの民事的関係も創設しない(三〇〇条)。

(3) 相続権

養子縁組の効果の中でも、養子にとって相続権の取得は、一番重要である。養親についてみると、養子縁組によって、養子の財産について相続権をもたない。しかし、養子は、養親の嫡出子と並んで相続人となる。したがって、イタリア民法典の第二編相続の規定が適用される。とくに四六八条(代襲相続)、五三六条(遺留分権利者)、五六七条(準正子および養子の相続)などの諸規定は、養子の相続人としての地位を明確にしているものである。しかし、養子は、養親の相続については、相続人となるが、養親の親族に対しては、相続権をもたない(五六七条二項)。

また、養子の責めに帰すべき事由によって、養親の死亡後に縁組解消が言渡された場合、養子およびその卑属は、養親の相続から除かれると養子についての欠格事由を特に三〇九条で定めている。この規定の目的は、犯罪を犯すことを制止する予防的な意味があり、相続財産を放置する者、または、近親者に関わる重大な犯罪を犯した者に、相続財産を与えないようにするためである事確かである。なお、相続人の欠格事由について、四六五条に規定されている。

五 離縁（養子縁組の解消）

成年養子縁組の解消は、以下の二つの事由がある場合にかぎり当事者の請求にもとづいて認められる。判断には、裁判離縁にしる、協議離縁にしる、検察官（*pubblico ministero*）の参加が規定されている。

① 養子としての適格性がない場合

養親が養親、その配偶者、その卑属及び尊属の生命に危害を加えた時、または三年以上の拘禁刑が言渡されたとき、養親の請求にもとづいて裁判所により解消が言渡される。その危害で、養親が死亡した場合、養子やその卑属が存在しなければ、養親の財産を相続する人によっても養子縁組の解消請求ができる（三〇六条）。

② 養親としての適格性がない場合

養親が、養子、その配偶者、その卑属及び尊属の生命に危害を加えた時、または三年以上の拘禁刑が言渡されたとき、養子の請求にもとづいて裁判所により解消が言渡される（三〇七条）。

縁組解消の判決が確定した日に成年養子縁組の効果は、消滅する。

六 成年養子縁組の手続

成年養子縁組の手続は、未成年養子縁組の手続に比べて、非常に簡単である。三二一条から三二四条までの四カ条の規定があるだけである。

成年養子縁組手続の開始は、養子となる者、養親となる者の養子縁組への合意、および二九六条及び二九七条に定められている者の同意が、養親が住所を管轄する地方裁判所に提出することにより始まる。裁判所は、当該ケースの情報を集め、法の要求する要件を満たしているか否か養子縁組が養親となる者に具合が良いか否かを審議する。これらの後、評議会において、検察官の意見を聴取して、養子縁組を認めるか否かを判決により措置する。三〇日以内に控訴院へ、養親たる者、養子たる者、検察官によって控訴されないと、判決が確定する。

判決が確定すると、①地方裁判所の書記局に保管されている養子縁組登録簿に登録され、②養子の出生証明書の欄外に付記するため身分登録官に通知される。

七 むすびにかえて（日本法への提言）

本稿は、成年養子のみが民法典で規定され、未成年養子は特別法でといったイタリアの養子制度の展開におけるメインストリームにかかわる問題ではない。いわば、人権保障・要保護といった社会福祉的観点から近時とりあげられている「ハーグ条約の批准をもとめて」という動きの裏側に存在する民法の希薄化という視点にたつて成年養子はいかに規定されるべきかのひとつの参考例として、イタリアの成年養子の概略を紹介した。

わが国における成年・親族養子制度の利用は多く、要保護児の養子は少ないのたいして、イタリアは、国際養子縁組が多く、成年養子が少ない事実などをみると、単純な比較はできないが、法制度史的にみると、国際準則の承認、制度的展開など参考になる点が多々あるのではないだろうか。子のための親子法の視点から日本の養子制度をみると、その法制度においても、その利用状況においても、問題が多い。国際スタンダードによる民法家族法の改正がなされることを期待する。

年表：イタリア養子関係事項の年表

ローマ法：家のため、親のための制度，家名，家産の継承

1865年	近代国家最初のイタリア王国民法典成立 成年普通養子制度のみ規定
1938	王令1852号で準養子（里子）制度導入
1942	統一民法典（現行民法の基本法典）成立 普通養子制度，準養子制度
1967	法律431号で民法に 特別養子（断絶宣言養子）の導入 普通養子制度，特別養子縁組，準養子縁組
1974	法律375号『未成年養子縁組に関するヨーロッパ養子協定の批准と執行』成立 いわゆる「ストラスブルグ条約」の国内法化
1975	法律38号で成年達成は18歳
1983	法律184号『未成年者の養子縁組および養育委託に関する規定』成立 いわゆる「養子縁組・養育委託（里子）法」 未成年養子は民法から除かれ福祉法の対象へ
1986	憲法裁判所198号判決 法律184号79条の違憲判決
1986	憲法裁判所199号判決 法律184号76条の違憲判決
1988	憲法裁判所182号判決 法律184号56条2項，79条の違憲判決
1998	法律476号で法律184号の国際養子の部分の改正 いわゆる「ハーグ条約」の国内法化 子の最善の利益の確立
1999	大統領令492号で184号38条による中央当局の細則を規定 国際養子のための委員会の構成，組織，機能を制定
2001	立法命令151号86条 法律184号31条3項目n）の廃止
2001	法律149号『 家庭への未成年者の権利 』の制定 法律184号の法律名・国内養子縁組・養育委託の改正
2001	法律命令150号『未成年裁判所での養子縁組及び民事手続に関する緊急規定』
2003	4月4日の首相令（PCM194）『養子縁組手続に関する費用算定の統一基準』制定 養親希望から養子縁組までの過程における 経費の最高額を表示

湯沢編「要保護児童養子縁組の国際比較」226頁より引用（松浦千誉作成）

(1) 例えば、日本国際事業団主催「国際養子縁組とハーグ条約を考える会議」(2008 Intercountry Adoption Conference) 二〇〇八年三月一三日 JICA 地球広場三〇一号室、日本家族〈社会と法〉学会第二五回学術大会〈特別養子制度二〇年：子どもの幸せをもとめて〉二〇〇八年一月九日 中央大学後樂園キャンパス五号館五五三四号室など。

(2) 資料：松浦千誉「養子・里親関係研究業績」1～16を参照。

(3) ・Francesco Tavano, Adozioni e Affidamenti FAG. Milano 2002.

(4) 年表：イタリア養子関係事項の年表を参照。

・Codice civile di regno di Italia.

・Codice civile

・Diritto del minore ad una famiglia-Legge 4 maggio 1983, n. 184 come modificato, integrato o sostituito:

a) dalla legge 28 marzo 2001, n. 149

b) dalla legge 31 dicembre 1998, n. 476

c) dal D.Lgs. 26 marzo 2001, n. 151.

松浦千誉 養子・里親関係研究業績 (一九八一年以降)

1 イタリアの養子制度―上―(単)、一九八三年一月、ジュリスト、七八二、有斐閣。

2 イタリアの養子制度―下―(単)、一九八三年二月、ジュリスト、七八三、有斐閣。

3 イタリアにおける養子制度をめぐって現行養子制度を改正する政府案の紹介(単)、一九八三年三月、八戸大学紀要、二、八戸大学。

4 イタリアの養子制度の利用状況(単)、一九八六年十二月、家族研究年報、一二、家族問題研究会。

5 イタリアの新しい養子制度(単)、一九八七年一月、拓殖大学論集、一六四、拓殖大学研究所。

- 6 一九八三年法律一八四号の条文訳(単)、外国身分関係法規集「V」一九八六年、法務省民事局。
- 7 イタリアの養子法と利用の実態(単)、一九八七年七月、新しい家族、Ⅱ、養子と里親を考える会。
- 8 イタリアの新しい養子制度―一九八三年の法律一八四号の紹介(単)、一九八八年一月、判例タイムズ、六五〇、三九(一)。
- 9 第一回世界会議「家族法と子供の人權」の報告(単)、一九九三年十二月、民事研修四四〇、法務省。
- 10 国際養子縁組と児童の権利(単)、一九九六年、海外事情研究所報告、三〇、拓殖大学研究所(英文発表原稿)。
- 11 イタリアの未成年者養子制度―国際養子制度を中心に―(単)、二〇〇一年一月、湯沢編『養子と里親』、日本加除出版株式会社。
- 12 イタリアの国際養子制度―一九九八年二月三十一日の法律第四七六号の翻訳を中心に―(単)、二〇〇三年一月、拓殖大学論集・政治・経済・法律研究六(一)、拓殖大学研究所。
- 13 イタリアの養育委託制度、二〇〇四年五月、湯沢編『諸外国の里親制度』、ミネルヴァ書房。
- 14 イタリアの国内養子及び民法の改正 二〇〇一年三月二八日の法律第一四九号の翻訳(単)、二〇〇五年三月、拓殖大学論集・政治・経済・法律研究第七卷(一・二)、拓殖大学研究所。
- 15 イタリアに於ける養子縁組斡旋制度と実態(単) 二〇〇六年三月、拓殖大学論集経済法律研究第九卷二・三合併号、拓殖大学研究所。
- 16 イタリアにおける養子縁組の斡旋制度と実態、二〇〇七年九月、湯沢編『要保護児童斡旋の国際比較』、日本加除出版株式会社。

〔追記〕 森征一教授の御退職に際して四〇数年にわたる学問的交流と友情に感謝して、加療のため不十分なものが、拙稿をささげます。イタリアの現行家族法規・制度の紹介を足場とする私が、歴史的素描、法文化的視点に目を向け続けることができたのは森先生のおかげです。まことに有難うございました。

* かねてからご闘病中であつた松浦先生は、二〇〇九年一月四日、逝去されました。心より追悼の意を申し上げます。